

労災保険における責任準備金の算定方法

1 責任準備金とは

- (1) 年金は、一般的に支給が長期間にわたるため、将来の支払いを保証する仕組みが必要です。
- (2) 労災保険では、労働災害に伴う補償責任は、事故が発生した時代の事業主集団が負うべきであるとの考え方をとっています。
- (3) この考え方にに基づき、それぞれの年度において、新規に発生する年金受給者に対する将来給付分を、あらかじめ保険料として徴収し、(2)の事業主集団から全額徴収して積み立てられるように労災保険率を設定しています。
- (4) 労災保険では、現在の年金受給者全員が将来にわたり確実に受給できるよう、必要な原資を毎年度算定し(これを「責任準備金」と呼んでいます)、実際の積立金が責任準備金に過不足のない額であるように管理しています。

2 おおまかな算定の流れ

(1) 算定の前提

責任準備金は、表1のとおり、年金を七つに分けて算定しています。

表1 責任準備金の算定上の年金区分

	算定上の年金区分	労災保険 ^{※1}	船員保険 ^{※2}
1	傷病(補償)年金・じん肺	○	○
2	傷病(補償)年金・せき損	○	○
3	傷病(補償)年金・その他	○	○
4	障害(補償)年金(1～3級)	○	○
5	障害(補償)年金(4～7級)	○	○
6	遺族(補償)年金	○	○
7	特別遺族年金	○	— ^{※3}

※1 労災保険では、業務災害に対して支給する年金と、通勤災害に対して支給する年金とを区別し、前者には「傷病補償年金」のように名称に「補償」を入れ、後者には「傷病年金」のように補償を入れていません。責任準備金の算定時には、この両者をまとめて取り扱っているため、「傷病(補償)年金」と表示しています。

※2 船員保険の職務上年金部門は、平成22年1月1日に労災保険に統合されましたが、それ以前に被災して船員保険の職務上年金を受給している方々の分については、区分して算定しています。

※3 船員保険の職務上年金部門には、7(特別遺族年金)の欄の該当はありません。

使用する数値は次のとおりです。

㊦年金受給者数(各年度末時点で集計)^{※1}

㊧残存表(年金受給開始時からの年金受給者数の平均的な推移を経過年数ごとにまとめた表)^{※1, 2}

㊨1人当たりの年間の平均年金額(毎年度集計)^{※1}

㊩賃金上昇率(年率1%と仮定)^{※3}

㊪運用利回り(年率1.5%と仮定)^{※3}

※1 責任準備金の算定上の年金区分ごとに作成します。

※2 残存表の見方と利用法については、「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」をご参照ください。

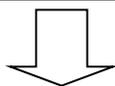
※3 仮定した数値は、経済状況などにより見直す場合があります。

(2) 算定の手順

算定上の年金区分ごとに次の①～④の計算を行い、それらの合計額が責任準備金となります。

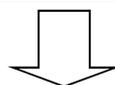
① 各年度の平均受給人数の算定

- I 年金受給者数((1)の㉗)を、各人が年金の受給を開始した年度ごとに区分する。
- II 年度ごとに分けた年金受給者数を基に残存表((1)の㉘)を用いて、将来の各年度末の年金受給者数を推計する(0人になる年度まで推計する)。
- III 将来の各年度について、当年度末と前年度末の年金受給者数を平均し、その年度の平均受給人数を算定する。



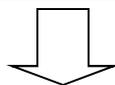
② 1人当たりの年金額の推計

1人当たりの年間の平均年金額((1)の㉙)に賃金上昇率((1)の㉚)を掛け、将来の各年度について1人当たり年金額を推計する。



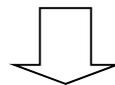
③ 各年度に必要な合計額の算定

対応する年度ごとに、①のIIIで算定した年度平均の年金受給者数に、②で推計した各年度1人当たりの年金額を掛け、将来の各年度に必要な支給合計額を算定する。



④ 割引現在価値の計算

③で算定した各年度の支給合計額を、責任準備金を算定する年度における現在価値にするため、運用利回り((1)の㉛)で割り引いて合計すると、その年金区分の受給者への責任準備金(支給合計額)となる。



⑤ 責任準備金の算定

表1にある七つの年金区分について、①から④の計算を行い、算定した金額を合計したものに、現在の傷病(補償)・障害(補償)年金受給者が将来死亡し、遺族(補償)年金に移行した場合の遺族(補償)年金分を足し上げたものが、責任準備金である。

3 具体的な算定例

平成28年度末時点の障害(補償)年金4～7級のデータを使って責任準備金の算定を説明します。
なお、①～⑤の番号は、2の(2)で示した手順番号に対応しています。

① 各年度の平均受給人数の算定

I 年金受給者を年金の受給を開始した年度(裁定を受けた年度)ごとに区分する。

表2のように、70,609 人の年金受給者を年金の受給を開始した年度ごとに区分します(平成 25 年度以前は省略しています)。

表2 年金受給開始年度ごとの年金受給者数(平成28年度末)

合計 (単位:人)	受給開始年度(裁定年度)			
	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度	...
70,609	1,070	1,311	1,288	...

II 残存表を使い、平成29年度以降の年金受給者数を推計する。

表3の残存表によると、経過年数1年の時点で年金受給者が99,448人存在していた場合、経過年数2年には、98,351人となる。平成28年度末の年金受給者のうち、平成28年度に年金の受給を開始した人は1,070人なので、平成29年度末に引き続き年金を受給している人は、

$$1,070 \times \frac{98,351 \text{ 人}}{99,448 \text{ 人}} = 1,058 \text{ 人}$$

となります。(表4の例1)

同様に、平成27年度に年金の受給を開始した人は1,311人なので、表3の経過年数2年と3年の残存数から、平成29年度末に引き続き年金を受給している人は、

$$1,311 \times \frac{97,289 \text{ 人}}{98,351 \text{ 人}} = 1,297 \text{ 人}$$

となります。(表4の例2)

他の年度についても同様に計算し、平成29年度末における年金受給者数を合計すると、68,164人となり、これが平成29年度末の推計年金受給者数となります。

平成30年度以降においても同様の計算を行い、平成29年度以降の推計年金受給者数をまとめると表4のとおりです。

表3 障害(補償)年金(4~7級)の残存表の一部

経過年数	定常残存数
0	—
1	99,448
2	98,351
3	97,289
4	96,293
:	:

※ 残存表の見方と利用方法については「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」をご参照ください。

表4 平成29年度以降の推計年金受給者数

年度末	年金の受給開始年度(裁定年度)				年金の受給開始年度(裁定年度)			合計 (単位:人)
	平成28年度	平成27年度	平成26年度		昭和43年度	昭和42年度	昭和41年度	
(推計)	(例1)	(例2)
28年度	1,070	1,311	1,288	...	1,208	1,164	1,009	70,609
29年度	1,058	1,297	1,275	...	1,125	1,081	935	68,164
30年度	1,047	1,284	1,262	...	1,045	1,002	864	65,743
31年度	1,036	1,271	1,249	...	968	926	796	63,348
:	:	:	:	:	:	:	:	:
57年度	584	695	662	...	13	10	6	15,782
58年度	561	666	634	...	9	7	4	14,700
:	:	:	:	...	:	:	:	:
77年度	194	224	206	...	0	0	0	2,755
78年度	181	207	190	...	0	0	0	2,462
:	:	:	:	...	:	:	:	:

Ⅲ 年度平均年金受給者数を算定する。

各年度について、その年度と前年度の各年度末時点の年金受給者数の年央値を算定し、その年度の平均受給者数とします(表5のA)。

② 平成28年度以降の1人当たりの平均年金額を推計する。

平成28年度の障害(補償)年金(4~7級)支給額(支給実績)を平成28年度の年度平均年金受給者数で割って、平成28年度の1人当たりの平均年金額を算定します(145万6,625円)。

そして、平成29年度以降は毎年度、賃金上昇率(年率1%)だけ1人当たりの年金額が増加するものとして、前年度の1人当たりの年金額を1.01倍します(表5のB)。

③ 各年度に必要な支給合計額を算定する(表5のA×B)。

④ 平成 28 年度末における③の現在価値を算定して合計する(表5のA×B×C)。

上記①-Ⅲ～④の計算を表の形にすると表5のようになります。この計算の結果、平成 28 年度末における障害(補償)年金(4～7級)の責任準備金は、約1兆 8,326 億円 9,048 万円と算定されます(表5の右下)。

表5 平成 28 年度末における障害(補償)年金(4～7級)の責任準備金の算定

年度	年度末 年金受 給者数	年度平均 年金 受給者数	1人当たりの年金額(平成 28 年度) × 賃金上昇率の累積		1/運用利回り の累積	責任準備金※ (平成 28 年度末 の現在価値) (A×B×C)	
		A	B		C		
(実績) 平成 28 年度	人 70,609	人 —	円 1,456,625	— —	—	百万円 —	
(推計) 29 年度	68,164	69,387	1,456,625	× 1.010000 (1.0%)	1.000000	102,081	
30 年度	65,743	66,954	1,456,625	× 1.020100 (1.0%)	0.985222	98,016	
31 年度	63,348	64,545	1,456,625	× 1.030301 (1.0%)	0.970662	94,025	
:	:	:	:	:	:	:	
57 年度	15,782	16,353	1,456,625	× 1.334504 (1.0%)	0.659099	20,951	
58 年度	14,700	15,241	1,456,625	× 1.347849 (1.0%)	0.649359	19,431	
:	:	:	:	:	:	:	
77 年度	2,755	2,914	1,456,625	× 1.628348 (1.0%)	0.489362	3,382	
78 年度	2,462	2,609	1,456,625	× 1.644632 (1.0%)	0.482130	3,013	
:	:	:	:	:	:	:	
平成 28 年度末に必要な障害(補償)年金(4～7級)の責任準備金					→	計	1,832,690

※ 責任準備金欄は、百万円未満は四捨五入しています。また、丸め誤差が生じる場合がありますので、端数は必ずしも一致しません。

⑤ 七つの年金区分のそれぞれについて、①から④の手順で算定し、結果を合計する。

表1で示した他の年金区分についても、①から④の計算を行います。

4 責任準備金の算定結果

3により、七つの年金区分のそれぞれについて、算定した結果が、表6です。

表6 平成28年度末における年金受給者数と責任準備金額

	責任準備金算定上の区分	年金受給者数(人)		責任準備金額(億円) ^{※1}	
		労災保険	船員保険	労災保険	船員保険
1	傷病(補償)年金・じん肺	2,773	0	1,105	0
2	傷病(補償)年金・せき損	1,772	0	1,159	0
3	傷病(補償)年金・その他	1,534	0	1,055	0
4	障害(補償)年金(1~3級)	17,851	178	8,258	57
5	障害(補償)年金(4~7級)	70,609	1,050	18,329	182
6	遺族(補償)年金	115,263	6,541	43,108	1,510
7	特別遺族年金 ^{※2}	1,008	—	423	—
	合計	210,810	7,769	73,434	1,749

※1 責任準備金額欄は億円未満を四捨五入しているため、端数は必ずしも一致しません。

※2 特別遺族年金は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づくものであり、その責任準備金は、遺族(補償)年金の残存表を用いて算定しています。

表6の金額に、現在の傷病(補償)・障害(補償)年金受給者が、将来死亡し、遺族(補償)年金に移行した場合の当該遺族(補償)年金分として計算した必要な責任準備金 1,359 億円を足し上げます。

この結果、平成28年度末における責任準備金は、76,542 億円となります。

責任準備金は毎年度算定し、労働保険特別会計財務書類の科目として公表しています。